

畜 産 振 興 事 業 實 施 要 領

目 次

畜産振興事業実施要領

- 家畜糞尿処理対策事業実施要領-----（別紙 1）
- 畜産物消費促進事業実施要領-----（別紙 2）
- 自給飼料等利用促進事業実施要領-----（別紙 3）
- 畜産経営改善事業実施要領-----（別紙 4）
- 口蹄疫緊急防疫対策農家支援事業実施要領-----（別紙 5）

畜産振興事業実施要領

- 1 家畜糞尿処理対策事業
別紙（1）による。
- 2 畜産物消費促進事業
別紙（2）による。
- 3 自給飼料等利用促進事業
別紙（3）による。
- 4 畜産経営改善事業
別紙（4）による。
- 5 口蹄疫緊急防疫対策農家支援事業
別紙（5）による。

家畜糞尿処理対策事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、畜産経営の規模拡大並びに都市化の進展により家畜排せつ物処理問題が生じてきている現状に鑑み、地域に即した家畜排せつ物処理利用施設を設置して、環境汚染の防止と地力の増強を図るとともに、畜産経営の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「家畜排せつ物処理利用施設」とは、たい肥生産施設、浄化処理施設、排せつ物等搅拌・運搬機械、たい肥施用機械・器具等をいう。

(事業主体)

第3 事業の主体は市町村とする。

(事業実施主体)

第4 事業の実施主体は、農業協同組合、その他知事が適當と認める営農集団（以下「組合等」という。）とする。ただし、耕種農家を含む営農集団にあっては、3戸以上とする。

(事業の実施)

第5 市町村長は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書（要綱様式第13号）に別紙を添付して正副2部を別に定める日までに県農林水産事務所を経由して（名古屋市にあっては直接1部を）知事に提出し、その認定を受けるものとする。

2 市町村長は、計画の作成にあたっては県農林水産事務所、家畜保健衛生所等と密接な連絡を図って行うものとする。

3 組合等は、当該施設を設置したのちにおいては、施設の機能を良好に維持するため十分な施設管理を行うものとする。

(助成)

第6 知事は、組合等が行う家畜排せつ物処理利用施設の設置に必要な経費の一部を市町村が補助する場合、予算の範囲内で市町村に補助する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

別 紙

1. 事業実施地域の概況

2. 家畜排せつ物処理・利用計画

単位 : t, ha, 頭, 羽

| 飼養状況 | | 排せつ物等処理量 | | | | 処理 後の 量 | 組合内利用量 | | | 組合外利用量 | | |
|------|-----|----------|-----|-----|-----|---------------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 畜種 | 頭羽数 | ふん | 尿 | その他 | 計 | | 作物名 | 面積 | 利用量 | 作物名 | 面積 | 利用量 |
| | | | | 名称 | | たい肥 < > | | < > | < > | < > | < > | < > |
| | | < > | < > | < > | < > | 淨化 < > | | | | | | |

(注) 処理・利用量は組合の全体量を記入し、< >内に今回導入施設・機械分を内数で記入。

排せつ物等処理量の「その他」は、敷料、副資材（たい肥化）、洗浄水（浄化）等。

処理後の量のうち「浄化」は放流量を記入。組合外利用量のうち製品出荷については利用量のみ記入。

3. 家畜排せつ物の収集利用体系図

（新規導入機械施設は、その旨を明示すること。）

添付書類

- (1) 事業実施主体が農協以外の場合にあっては、組合等の定款又は規約。
- (2) 関係地図に受益地域の各種指定（都市計画法、農振法、悪臭防止法等）の状況を図示する。
- (3) 施設にあっては基本設計図書、機械器具にあってはカタログ及び見積書
- (4) 施設、機械の年間利用計画、作業体系図
- (5) 施設にあっては規模決定根拠、機械器具にあっては台数・能力根拠
- (6) 施設、機械の管理運営に関する規定又は要領

別紙(2)

畜産物消費促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、県内産畜産物の消費促進を図るため、消費者交流会、料理講習会、展示即売・宣伝資料作成配布等の事業を実施し、県民の食生活の改善に資し、あわせて県内産畜産物のPR及び畜産の振興を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2 この事業の事業実施主体は、愛知の畜産物消費促進推進協議会とする。

(事業の実施)

第3 この事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書（要綱様式第15号）正副2部を別に定める日までに知事に提出し、その認定を受けるものとする。

(助成)

第4 知事は、この事業を実施するものに対し事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

自給飼料等利用促進事業実施要領

(目的)

第1 飼料作物及び未利用資源の有効利用を促進し飼料自給率の向上を図るため、地域における飼料作物、稲わら、野草等の生産、利用を促進し、乳質の改善、飼料費の軽減等畜産経営の安定を図る。

(事業の種類、採択基準)

第2 この事業の種類、採択基準は別表1に掲げるとおりとする。

(導入機械・施設)

第3 この事業で導入する機械・施設については、飼料作物は栽培から利用まで、未利用資源は収穫から利用までの作業体系上直接必要なものとする。

ただし、農業用機械・施設を導入するに当たっては、その取扱いは「県単独補助事業における農業用機械・施設導入に対する補助の取扱基準（昭和57年7月3日付け57農政第272号愛知県農業水産部長通知）」によるものとする。

(事業主体)

第4 事業の主体は市町村とする。

(事業実施主体)

第5 事業の実施主体は、農業協同組合、農事組合法人、その他知事が適当と認める農業者の組織体（以下「組合等」という。）とする。

ただし、その他知事が適当と認める農業者の組織体にあっては3戸以上とする。

(事業の実施)

第6 市町村長は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書（要綱様式第16号）正副2部を別に定める日までに県農林水産事務所を経由して（名古屋市にあっては直接1部を）知事に提出し、その認定を受けるものとする。

2 市町村長は、計画の作成にあたっては県農林水産事務所等と密接な連絡を図って行うものとする。

(導入した機械・施設の管理)

第7 組合等が当該事業で導入した機械・施設については、善良な管理を行うとともに計画に沿った有効利用を図るものとする。

(事業の実施期間)

第8 この事業の実施期間は、単年度とする。

(助成)

第9 知事は、この事業を実施するものに対し事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

別表1

| 事業の種類 | 採択条件 | 備考 |
|-----------------------------|---|------------------|
| 飼料作物共同栽培、収穫、調製及び貯蔵用機械・施設導入 | 1. 乳用牛にあっては、おおむね5(2.5)ヘクタール以上 おおむね20(10)ヘクタール未満とする。 2. 肉用牛にあっては、おおむね5(2.5)ヘクタール以上 おおむね10(5)ヘクタール未満とする。 | ()は小規模特定地に適用する。 |
| 稲わら等の採集、集荷、加工調製及び貯蔵用機械・施設導入 | おおむね5(2.5)ヘクタール以上おおむね20(10)ヘクタール未満とする。 | ()は小規模特定地に適用する。 |
| 飼料高騰対応 自給飼料生産対策分 | 5ヘクタール未満とする。 | |

(注) 小規模特定地とは「草地開発整備事業実施要領（昭和45年12月10日付け畜B第2839号）」に規定するものをいう。

畜産経営改善事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、都市化の進展に伴い、孤立化していく現在の畜産経営の飼養、環境及び流通施設の改善を図ることにより、畜産経営の健全な発展に資することを目的とする。

(事業の種類、採択要件)

第2 この事業の種類、採択要件は別表に掲げるとおりとする。

(事業実施主体)

第3 この事業の実施主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、その他知事が適当と認める農業者の組織体（以下「農協等」という。）とする。

(事業の実施)

第4 農協等の長は事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書（要綱様式第14号）1部を別に定める日までに知事に提出し、その認定を受けるものとする。

(運営及び管理)

第5 農協等は合理的な運営計画又は管理計画を立て、当該施設・機械導入したのちにおいてはその計画を具体的に実施するものとする。

(助成)

第6 知事は、この事業を実施するものに対し事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

別表

| 事業の種類 | 採択条件 | 補助対象施設等 | 備 考 |
|-------|---|---|-----|
| 死亡豚処理 | 死亡豚の処理を推進する 養豚団体であって、集団 的に事業を実施するもの | 死亡豚の保冷設備及び産 業廃棄物管理票等死亡豚 処理のために必要な印刷 物の作成 | |

別紙（5）

口蹄疫緊急防疫対策農家支援事業実施要領

（目的）

第1 この要領は、宮崎県における口蹄疫の感染拡大に対応するため、県内農家への消毒薬等の配布を支援し、口蹄疫ウイルスの県内農場への侵入防止を徹底することを目的とする。

（実施主体）

第2 この事業の実施主体は、社団法人愛知県畜産協会とする。

（事業の内容）

第3 この事業の内容は、口蹄疫ウイルスの県内農場への侵入防止を徹底するため、社団法人愛知県畜産協会が農家へ配布する次の消毒薬等の購入に要する経費とする。

- 1 農場敷地に散布する消石灰
- 2 車両及び長靴消毒に使用する消毒薬

（事業の実施）

第4 この事業の実施主体は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業実施計画書（要綱様式第17号）正副2部を別に定める日までに知事に提出し、その認定を受けるものとする。

（助成）

第5 知事は、この事業を実施するものに対し、事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助する。

（その他）

第6 この要領は平成23年3月31日をもって廃止とする。

また、この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。